

光英VERITAS高等学校学則

光英VERITAS高等学校学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、聖徳太子の「和」の精神を建学の理念として、教育基本法及び学校教育法に則し、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施し、心身ともに健全な人間を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、光英VERITAS高等学校という。

(位置)

第3条 本校は、千葉県松戸市秋山600に置く。

第2章 課程の組織・学科及び収容定員

(課程)

第4条 本校の課程・学科及び収容定員は、次のとおりとする。

課 程	学 科	入学定員	総 定 員
全 日 制	普 通 科	4 5 9 名	1 , 3 7 7 名
	音 楽 科	3 0 名	9 0 名

2 各学級の収容定員は、1学級40名以下とする。

第3章 修業年限・学年・学期及び休業日等

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は、3年とする。

(学年)

第6条 学年は、4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日・臨時授業及び臨時休業日)

第8条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日 曜 日

(2) 国民の祝日に関する法律に定めた休日

(3) 学園創立記念日(4月27日)

(4) 夏季休業

(5) 冬季休業

- (6) 春季休業
- (7) 千葉県民の日（6月15日）
- 2 前項第4号から第6号までの期間は、校長が別に定める。
- 3 教育上必要があり、かつ、止むを得ない事情があるときは、第1項にかかわらず休業日に臨時授業を行なうことがある。
- 4 非常変災その他特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 入学・退学・転学及び休学等

（入学資格）

第9条 本校に入学することができる者は、身体強健・品行方正の者で、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 中学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

（入学の出願）

第10条 本校に入学を志願する者は、本校所定の書類に入学検定料を添えて所定の期日までに校長に提出しなければならない。

（入学者の選考）

第11条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

- 第12条 前条の選考の結果適正と認められ、かつ、本校に入学しようとする者は、所定の書類に保護者等及び保証人連署の誓約書に入学に必要な費用を添えて、所定の期日までに入学手続きをしなければならない。
- 2 前項の手続きを完了した者に対して、校長は入学を許可する。

（保護者等・保証人）

- 第13条 保護者等は親権者又は後見者とする。
- 2 保証人は、千葉県内又はその周辺に居住し、満31才以上の公民権を有し、独立した生計を営む者若しくは本校で適当と認められた者とする。
 - 3 保護者等・保証人は、その生徒の在学中、生徒に係る一切の責任を負うものとし、常に学校教育活動に協力しなければならない。

（保護者等・保証人の変動）

- 第14条 保護者等又は保証人が転籍・転居又は氏名を変更したとき、その他一身上に変動を生じたときは、生徒は速やかに、校長に保護者等及び保証人連署の誓約書を添えて変更の届出を行わなければならない。
- 2 前項の変動が死亡、失そう又は後見開始の審判若しくは破産等に係るものであるときは、改めて保護者等又は保証人を定めなければならない。
 - 3 保証人が適当でないと認められるときは、変更させることがある。

(転入学)

第15条 他の高等学校より転入学を志願する者があるときは、特別の事情がある場合に限り、選考の上、相当学年に入学を許可することがある。ただし、本校に欠員がある場合に限る。

(退学及び転学)

第16条 修学中疾病その他止むを得ない事情により、中途退学若しくは他の高等学校に転学を希望する者は、所定の用紙にその事由を記入し、保護者等より願い出て、校長の許可を受けなければならない。

(再入学)

第17条 前条の規定により、転学又は退学した者は、1年以内に再入学を願い出たときは、その事由により再入学させることがある。ただし、本校に欠員ある場合に限る。

(留学)

第18条 校長は、生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、別に定める「留学に関する規程」にもとづき、留学を許可することができる。

(休学)

第19条 生徒が、疾病その他止むを得ない事情により、3ヶ月以上就学することのできない場合は、所定の用紙にその事由を記入し、保護者等と連署のうえ、校長に休学を願い出ることができる。ただし、疾病の場合は医師の診断書を添えなければならない。

2 校長は、前項の願い出が正当なものと認めるときは、休学を許可することができる。

(休学の期間)

第20条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別な事情がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

(復学)

第21条 休学期間中にその事由が消滅した者が、復学を志願するときは、所定の用紙にその理由を記入し、保護者等より願い出ることによって、相当学年に復学を許可することがある。ただし、疾病の場合は医師の診断書を添えなければならない。

(出席停止)

第22条 伝染性の疾病にかかり若しくはその虞のある生徒に対し、校長は学校医又は保健所長の意見を聞いて出席停止を命ずることができる。

(除籍)

第23条 次の各号の一に該当する者は除籍することができる。

- (1) 第20条に定める休学の期間を超えて、なお修学できない者
- (2) 正当な理由がなく指定期間中に学費を納付しない者
- (3) 長期間に亘り所在不明の者

第5章 教育課程・単位認定及び卒業等

(教育課程)

第24条 本校の教育課程は、高等学校学習指導要領に定める基準を標準として、別表1から別表4に定めるとおりとする。

(単位認定)

第25条 生徒が本校の定める教育計画に従って教科・科目を履修し、当該学年におけるその成果が満足できると評価された場合は、校長が当該学年の学年末にその教科・科目について所定の単位を修得したことを認定する。

(卒業)

第26条 校長は前条の規定により、生徒が本校所定の全課程を修了し、かつ、第29条の規定、並びに校長が定めた条件を満たしたと認められるときは、卒業証書を授与する。

(原級留置)

第27条 生徒が長期休学・成績不良・その他の事由により所定の単位を修得せず、進級させることが適当であると認めがたいときは、原学年に留め置くことがある。

第6章 入学検定料及び授業料等納付金

(入学検定料及び授業料等納付金)

第28条 本校の入学検定料、入学金、施設設備費、授業料及び設備維持費（以下「授業料等」という。）は別表のとおりとする。

(納入及び納入の特例)

第29条 入学金は、入学手続き時に納入しなければならない。

- 2 施設設備費は、入学手続き時及び各年次に分割して納入するものとし、本校が指定する所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 授業料及び設備維持費は、生徒の在籍中は出席の有無にかかわらず、年2回に分けて納入するものとし、本校が指定する所定の期日までに納入しなければならない。ただし、生徒が休学している場合は、当該休学期間中の授業料及び設備維持費の納入を免除することがある。
- 4 学業成績の優れた者など、授業料等の減免に関する事項は、別に定める。
- 5 経済的理由その他やむを得ない事情があると認める場合は、授業料等の納入期日の延期又は分割納入を許可することがある。

(納付金の不還付)

第30条 既納の授業料等は、原則として返還しない。

第7章 職員組織

(職員)

第31条 本校に次の職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 教頭 1名
- (3) 教諭 37名
- (4) 養護教諭 1名
- (5) 司書教諭 1名
- (6) 事務長 1名
- (7) 事務職員 1名
- (8) 実習助手 1名
- (9) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 各1名

- 2 前項のほか、副校長、主幹教諭、指導教諭その他の職員を置くことができる。ただし、副校長を置くときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、それぞれ置かないこ

とができる。

- 3 第1項第3号の教諭には、助教諭及び講師を含む。
- 4 前三項に定める職員のほか、名誉校長を置くことができる。

(職務)

- 第31条の2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 2 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。
 - 3 教頭は、校長及び副校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどり、校長及び副校長に事故あるときは、校長の職務を代理する。
 - 4 主幹教諭は、校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育又は生徒の養護をつかさどる。
 - 5 指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
 - 6 教諭は、生徒の教育をつかさどる。
 - 7 養護教諭は、生徒の養護をつかさどる。
 - 8 司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどる。
 - 9 助教諭は、教諭の職務を助ける。
 - 10 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。
 - 11 事務長は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。
 - 12 事務職員は、事務をつかさどる。
 - 13 実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
 - 14 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、本校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。
 - 15 その他の職員は、それぞれ校務を分掌する。

第8章 賞 罰

(ほう賞)

第32条 生徒がその成績、性行ともに優れ、他の模範となるときは、ほう賞することがある。

(懲戒)

- 第33条 校長及び教員は、生徒がこの学則、その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があり、かつ、教育上必要があると認めるときは、法令の定めるところにより、懲戒を加えることができる。
- 2 前項に定める懲戒のうち退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業劣等で、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他本校生徒としての本分に反した者

第9章 そ の 他

(寄宿舎)

第34条 本校の教育の目的を助成するために寄宿舎を置くことができる。

2 寄宿舍に関する規定は校長が別に定める。

(委任)

第35条 この学則に定めるもののほか、実施に関して必要な事項は校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 昭和58年4月1日に入学した生徒については、第27条に規定する授業料等について同条の規定にかかわらず同生徒の卒業する昭和61年3月31日まで、昭和58年度徴収した額と同額とする。

附 則

- 1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、昭和66年度までの間は、本校の入学定員及び収容定員を次表のとおりとする。

年 度 課程学科				6 2	6 3	6 4	6 5	6 6
全 日 制 課 程	普 通 科	入学定員		600	600	600	500	500
		総定員		1,600	1,700	1,800	1,700	1,600
	音 楽 科	入学定員		30	30	30	30	30
		総定員		90	90	90	90	90
	計	入学定員		630	630	630	530	530
		総定員		1,690	1,790	1,890	1,790	1,690

- 3 第30条第1項第6号に規定する講師の人数については、昭和66年度までの間、教諭と講師の合計人数が次表に掲げる数を下回らない数とする。

年 度		6 2	6 3	6 4	6 5	6 6
職名						
教 諭		8 1	8 6	9 1	8 6	8 1

- 4 第30条第1項第6号に規定する講師の人数については、昭和64年度においては、事務職員の数を10名以上とする。

附 則

- 1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に平成元年度の入学手続きを完了している者に係る入学金については、第27条の規定にかかわらず普通科190,000円、音楽科300,000円とする。

附 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成3年度の各学年の収容定員は次表のとおりとする。

区 分	定 員			
	1 年	2 年	3 年	合 計
普通科	493名	500名	500名	1,493名
音楽科	30名	30名	30名	90名

附 則

- 1 この学則は、平成3年10月1日から施行する。
(消費税法一部改正に伴う学則上納付金の変更)

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成4年度の各学年の収容定員は次表のとおりとする。

区 分	定 員			
	1 年	2 年	3 年	合 計
普通科	483名	493名	500名	1,476名
音楽科	30名	30名	30名	90名

附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成5年度の各学年の収容定員は次表のとおりとする。

区 分	定 員			
	1 年	2 年	3 年	合 計
普通科	478名	483名	493名	1,454名
音楽科	30名	30名	30名	90名

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成6年度の各学年の収容定員は次表のとおりとする。

区 分	定 員			
	1 年	2 年	3 年	合 計
普通科	464名	478名	483名	1,425名
音楽科	30名	30名	30名	90名

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成7年度の各学年の収容定員次表のとおりとする。

区 分	定 員			
	1 年	2 年	3 年	合 計
普通科	459名	464名	478名	1,401名
音楽科	30名	30名	30名	90名
計	489名	494名	508名	1,491名

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成8年度の各学年の収容定員は次表のとおりとする。

区 分	定 員			
	1 年	2 年	3 年	合 計
普通科	459名	459名	464名	1,382名
音楽科	30名	30名	30名	90名
計	489名	489名	494名	1,472名

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、平成11年度までの間の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

年度 課程学科		平成9年度	平成10年度	平成11年度	
		全 日 制 課 程	普通科	入学定員	480
総定員	1,398			1,398	1,398
音楽科	入学定員		33	30	30
	総定員		93	93	93
計	入学定員		513	489	489
	総定員		1,491	1,491	1,491

- 3 第4条第2項の規定にかかわらず、平成9年度入学生についての各学級の収容定員は、1学級40名以下とする。
- 4 第24条に規定する教育課程は、平成9年度第1学年入学生より適用し学年進行をもって実施する。ただし、平成8年度以前の入学生については従前の教育課程を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、平成12年度までの間の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

課程学科		年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
全 日 制 課 程	普通科	入学定員	480	459	459
		総定員	1,419	1,419	1,398
	音楽科	入学定員	33	30	30
		総定員	96	96	93
	計	入学定員	513	489	489
		総定員	1,515	1,515	1,491

3 第4条第2項の規定にかかわらず、平成10年度入学生についての各学級の収容定員は、1学級40名以下とする。

附 則

1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年5月22日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第29条第3項の規定に関わらず、この学則の施行日前、既に在籍している者の授業料及び設備維持費は、毎月若しくは年2回に分けて所定の期日までに納入しなければならないものとする。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

(別 表)

入学検定料及び授業料等納付金

令和3年度以降の入学者

学科区分		普 通 科
授業料等の区分		
入学検定料 (検定時)		22,000 円
入学金 (入学時のみ)		150,000 円
施設設備費	(入学時)	150,000 円
	(2年次)	50,000 円
	(3年次)	50,000 円
	計	250,000 円
授業料 (月額)		32,000 円
設備維持費 (月額)		16,000 円

令和2年度以前の入学者 (同じ学年へ転入学する者も含む)

学科区分		普 通 科	音 楽 科
授業料等の区分			
入学検定料 (検定時)		21,000 円	25,000 円
入学金 (入 学 時)		230,000 円	340,000 円
施設設備費	(入学時)	45,000 円	50,000 円
	(2年次)	40,000 円	45,000 円
	(3年次)	40,000 円	45,000 円
	計	125,000 円	140,000 円
授業料 (月額)		33,700 円	38,700 円
設備維持費 (月額)		15,000 円	16,000 円